

令和 7 年 第19回
東京都教育委員会定例会議事録

日 時：令和 7 年 11 月 20 日 (木) 午前 10 時 00 分

場 所：教育委員会室

令和7年11月20日

東京都教育委員会第19回定例会

〈議題　是頁〉

1 議　　案

第70号議案から第76号議案

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の立案依頼外6件について

第77号議案及び第78号議案

東京都公立学校教職員の懲戒処分等について

2 報　告　事　項

（1）給特法等改正に伴う「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」の取扱いについて

（2）国の「令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果を受けた都内公立学校の状況について

（3）東京都公立学校教職員の懲戒処分について

教 育 長	坂 本 雅 彦
委 員	秋 山 千枝子
委 員	北 村 友 人 (欠席)
委 員	宮 原 京 子
委 員	高 橋 純 (欠席)
委 員	萩 原 智 子
事務局 (説明員)	
教育長 (再掲)	坂 本 雅 彦
次長	岩 野 恵 子
教育監	瀧 沢 佳 宏
総務部長	山 本 謙 治
指導部長	山 田 道 人
人事部長	秋 田 一 樹
人事企画担当部長	矢 野 克 典
(書 記) 総務部教育政策課長	小 川 謙 二

開会・点呼・取材・傍聴

【教育長】 ただいまから、令和7年第19回定例会を開会します。

本日は、北村委員、高橋委員から所用により、御欠席と届出を頂いております。

本日は、東京新聞社外3社からの取材と、2名の傍聴の申込みがございました。また、東京新聞社外3社から冒頭のカメラ撮影の申込みがございました。許可をしてもよろしいでしょうか。——〈異議なし〉——では、許可をいたします。入室をしてください。

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処します。

なお、拍手等により可否を表明することや、入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないといった行為も退場命令の対象となります。

議事録署名人

【教育長】 本日の議事録の署名人は、秋山委員にお願いします。

前々回の議事録

【教育長】 10月23日の令和7年第17回定例会議事録については、既に御覧を頂いたと存じますので、よろしければ承認を頂きたいと存じます。よろしいですか。——〈異議なし〉——では10月23日の令和7年第17回定例会議事録については承認いただきました。

また、11月6日の令和7年第18回定例会議事録を配布しておりますので、御覧いた

だき、次回の定例会で承認いただきたいと存じます。

次に、非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題のうち、第77号議案及び第78号議案、並びに、報告事項（3）につきましては、人事及び個人情報に関する案件でございますので、非公開としたいと存じますが、よろしいですか。——〈異議なし〉——では、ただいまの件につきまして、そのように取扱います。

議 案

第70号議案から第76号議案

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の立案依頼外6件について

【教育長】 それでは、第70号議案から第76号議案「学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の立案依頼外6件について」でございます。こちらは、報告事項（1）「給特法等改正に伴う「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」の取扱いについて」と関連をするため、一括で説明をお願いします。それでは、人事企画担当部長からお願いします。

【人事企画担当部長】 それでは、「学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の立案依頼外6件について」説明いたします。

まず、「1 改正理由」についてですが、この度のいわゆる、給特法等の改正を踏まえまして、東京都の教育職員の処遇の改善を図ることによりまして、教職の魅力を向上し、喫緊の課題であります、人材確保にも資するよう、人事委員会勧告に伴う改正と併せまして、条例・規則の改正を行うものでございます。

「2 改正の対象となる条例・規則」は全7件でございます。「（1）学校職員の給与に関する条例」につきましては、知事の例にならう改正内容を含んでおりますので、この部分については別紙1により説明いたします。人事委員会勧告どおり、例月給について公民較差解消のため、全級全号給の引き上げ改定を行いますほか、特別給につきましては0.05月分引き上げといたします。また、住居手当の見直しや介護時間や介護休暇の拡充などについて知事部局と同様の改正を行ってまいります。

続きまして、教員の処遇改善に関する改正の内容について、別紙2にまとめておりますので御覧いただければと思います。まず、「①教職調整額の引き上げ」についてです。教員の給与につきましては、勤務時間の内外を問わず、包括的に評価することいたしまして、超過勤務手当は支給せず、教職調整額を支給することとされております。国の方針どおり、令和8年1月1日から毎年1%ずつ支給割合を段階的に引き上げてまいりまして、令和13年1月1日に10%といたします。なお、改正法に基づきまして、教育公務員特例法第25条に基づく指導改善研修被認定者については支給対象外といたします。また、教職調整額が支給されていない教育管理職については、本給を段階的に引き上げてまいりますが、その額につきましては、都における教育管理職の確保の状況を踏まえまして、国の方針よりも高い引き上げ額が人事委員会より勧告されましたので、その額にて改正を行います。

次に、「②義務教育等教員特別手当の見直し」についてです。この手当は、いわゆる、人材確保法に基づきまして、一般の公務員と比べて教育職員の給与水準の優遇処置を講じるものとして導入されている手当でございます。給料月額の1.5%を一律に支給しているものでございます。国では担う職務の重要性や負荷に応じた支給をすることを趣旨といたしまして、一律支給分の割合を縮減し、学級担任への加算を特別支援学級を除く、小・中学校に導入するということを方針としているということでございますけれども、都の教員確保の状況などに鑑みまして、東京都では一律支給分の縮減は行わず、学級担任加算については、小・中学校のみならず、高校や特別支援学校、特別支援学級を含めて導入したいと思います。また、主担任のみならず、副担任や複数担任制をとっている場合も対象といたしまして、加算額につきましては、担う職務の重要性や負荷に応じた支給を明確化するため、主担任の業務については月額3,000円、副担任は1,000円、主・副の区別なく、複数の者で学級を担任する業務は2,000円といたします。

「③ 特殊勤務手当の見直し」は、特殊勤務手当の一つであります、非常災害時等緊急業務手当についてです。震災等、災害時の対応や児童・生徒が負傷したり、病気になったりした際の対応、また、児童・生徒の補導への対応に従事する場合に支給する手当でございます。国の方針と同様に、児童・生徒の負傷・疾病対応、及び補導対

応に係る支給額を現行の日額7,500円から8,000円へ引き上げるとともに、本手当全体につきまして、土日の従事時間要件を現行の8時間から4時間に緩和いたします。さらに、都の独自の改正といたしまして、平日の時間外についても従事時間の要件を4時間に緩和してまいります。

続きまして、「④ 時間講師の報酬単価の引き上げ」「⑤ 日勤講師の報酬単価の引き上げ」でございます。常勤の教員の教職調整額の引き上げは、教員の処遇改善を目的としたものでございます。このため、教諭職に準ずる職務を担っている時間講師、及び日勤講師につきましても、常勤と足並みを揃えて処遇改善を行うため、都独自の改正といたしまして、報酬単価を教職調整額の引き上げ率と同様に令和8年1月1日から令和13年1月1日まで毎年1%ずつ引き上げてまいります。

以上、一連の施行期日は令和8年1月1日でございます。今回の改正は以上でございますが、教員の処遇改善に関する事項といたしまして、その他、令和8年4月1日に施行するものといたしまして、主務教諭の導入や部活動指導手当などの見直しが国から示されている状況でございますが、今後の国の省令改正や労使交渉を踏まえて、後日こちらについては改めて提案をさせていただこうと思います。

報 告

（1）給特法等改正に伴う「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」の取扱いについて

【人事企画担当部長】 続きまして、報告事項（1）「給特法等改正に伴う「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」の取扱いについて」報告いたします。

改正給特法では、教員の処遇改善と併せて、学校における働き方改革を推進するための様々な措置が義務付けられたところでございます。業務量管理・健康確保措置実施計画の策定・公表し、実施状況を公表することや総合教育会議へ報告することが義務付けられており、区市町村教育委員会への指導助言等が努力義務とされている

ところでございます。また、令和11年度までに1箇月の時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標として示されたところでございます。

これを受けて、都教育委員会の対応でございますが、現在、都教委では集中的に取り組むべき具体的な対策をまとめた「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」を令和6年3月に策定いたしまして、取組を進めているところでございます。事業を継続して進めていくため、この現行の実行プログラムを給特法で作成が義務付けられました「業務量管理・健康確保措置実施計画」に位置付けていくこといたします。

また、現行の実行プログラムの計画期間が令和8年度までとなっておりますので、その後の取組に向けた実行プログラムの改定を来年度に行ってまいりたいと考えてございます。このプログラムに基づきまして、引き続き学校における働き方改革を進めてまいりたいと思います。

報告は以上です。よろしくお願ひいたします。

【教育長】 ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見はございませんか。宮原委員、お願ひします。

【宮原委員】 御説明ありがとうございます。東京都としても、国の方針に沿いつつも、それ以上にできることを精一杯ということで御検討いただいた結果というよう理解をいたしました。これで引き続き、教員の皆さんに働き方改革を進めていただくとともに、新しく教員を目指す学生たちが、教員ということの魅力についても少しでも感じていただけるような、そういった周知もしていただければというように思います。

【教育長】 ありがとうございます。ほかにいかかでしょうか。よろしいでしょうか。——〈異議なし〉——

ほかに御質問、御意見がございませんようですので、まずは、第70号議案から第76号議案につきましては、原案のとおり決定をしてよろしいでしょうか。——〈異議なし〉——

ありがとうございます。それでは、本件につきましては原案のとおり承認を頂きました。また、報告事項（1）につきましては、報告として承りました。

（2）国の「令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果を受けた都内公立学校の状況について

【教育長】 続きまして、報告事項（2）「国の「令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果を受けた都内公立学校の状況について」の説明を指導部長からお願ひいたします。

【指導部長】 よろしくお願ひいたします。東京都における、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果については、9月25日の定例会におきまして報告させていただき、国の調査結果の公表と同日の10月29日に公表したものでございます。国の公表資料を確認したところ、公表内容はおおむね例年どおりでございましたが、不登校児童・生徒に関する新たな分析資料が一部掲載されておりました。そこで、国の資料に対応する形で、都の公立小・中学校及び高等学校における不登校児童・生徒の状況につきまして、追加の資料を作成いたしましたので報告いたします。

20ページを御覧ください。こちらの棒グラフは、不登校児童・生徒数を示しており、前回の定例会で説明しておりますので、今回は緑の折れ線グラフについて説明をいたします。この折れ線グラフは、小学校及び中学校における不登校児童・生徒、31,335人のうち、新たに不登校となった児童・生徒数の推移を示しております。令和6年度には小学校では6,699人、中学校では6,917人となっており、小・中学校ともに前年度から減少をいたしました。小・中学校合計の新規不登校児童・生徒数は13,616人であり、令和5年度の15,394人に比べて減少しております。

続きまして、21ページを御覧ください。こちらの折れ線グラフについてです。こちらの折れ線グラフは、前回の調査で不登校に計上された児童・生徒のうち、今回の調査でも不登校に計上された児童・生徒の割合でありまして、不登校の継続率の推移を示しております。小学校の令和6年度を御覧ください。「① 前回調査で不登校に計上された児童数」は、9,583人ですが、こちらは前回の調査で不登校に計上された児童数なので、小学1年生から小学5年生の児童となります。「② うち、今回調査でも不登校に計上された児童数」は、6,597人となりますが、今回の調査では、進級し

ていますので、小学2年生から小学6年生となります。従いまして、継続して不登校となっている児童の割合が68.8%でございます。同様に、中学校では72.5%であり、小・中学校とも前年度から低下いたしました。

続きまして、22ページを御覧ください。新規不登校児童・生徒数及び不登校継続率の推移です。こちらのグラフは、先ほど説明した、二つのグラフを合わせたもので、新規不登校児童・生徒数及び不登校継続率の推移について示しております。ピンク色の部分は新規不登校児童・生徒数、水色の部分が継続不登校児童・生徒数となります。

以上のとおり、今回の調査では、新たに不登校となった児童・生徒数の減少と不登校継続率の低下の状況がありまして、これらにより不登校児童・生徒数が減少したことが考えられます。

続きまして4番目、高等学校における長期欠席・中途退学等の状況でございます。27ページを御覧ください。こちらの棒グラフは、高等学校における不登校生徒数を示しております。前回の定例会で説明しておりますので、今回は緑色の折れ線グラフについて説明いたします。折れ線グラフは、不登校生徒のうち、新たに不登校となった生徒数の推移を示しており、令和6年度は3,506人でございました。令和4年度から令和5年度は、693人の増加でしたが、令和5年度から令和6年度は120人の増加でございました。

説明は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見はございませんか。秋山委員、お願いします。

【秋山委員】 御説明ありがとうございました。新規不登校生徒数の推移で増えているのは残念ですが、継続の不登校の子供達が減少傾向にあるのは、何らかの取組の成果があるのではないかと思います。現在、学校現場では、家庭の経済困難、それから保護者の精神的な負担、虐待リスクなど、教育だけでは解決が難しい、複合的な課題を抱えていると思います。こうした背景に、不登校などもその原因になっているのではないかと思いますが、学校だけで支えるには限界があるのではないかと思います。スクールソーシャルワーカーが、今活躍をしていると思いますが、スクールソーシャルワーカーの専門性を活用していくことが、もっと必要ではないかと思いますので、

現状では特に公立小・中学校のスクールソーシャルワーカーの配置状況などは、拡充してほしいと思って質問しますが、今はいかがでしょうか。

【教育長】 指導部長、お願いします。

【指導部長】 小・中になると区市町村になりますけれども、いずれにしても、巡回教諭にしても、学校だけでは追えないところもしっかりと外部の機関と連携していくという姿勢は、今後も務めてまいりたいと思います。

【教育長】 秋山委員、お願いします。

【秋山委員】 はい、秋山です。やはり、スクールソーシャルワーカーは、学校と家庭の橋わたし、それから関係機関との連携や調整がとても上手だと思いますので、活用していただきたいと思います。

【教育長】 ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。宮原委員、お願いします。

【宮原委員】 御説明ありがとうございました。追加の分析、大変分かりやすかったです。ありがとうございます。この小・中学校の統計を拝見するに、新規不登校児童数の絶対数は、いずれも令和6年は、特に小学校の場合は大幅に減ったなと思います。もちろん、数年前と比較するとまだまだ多い状況ではありますけれども、上昇傾向だったものが一旦抑えられたということは素晴らしいと思いますし、次のページの継続率もかなり大幅に下がっているという意味では、何かの取組が効いたのだろうというように、秋山委員もおっしゃったように思ったので、是非、どのような取組がこういった状況に影響を及ぼしたのかということは、引き続きしっかりと分析をしていただいて、東京都の取組のうち、どのようなものが実際に新規の不登校の数を減らして、かつ継続率も大幅に下げられたのかということは、大変重要なポイントだと思いますので、引き続きお願いしたい、ということが一つです。

また、1点確認は、東京都の場合はまた異なるのかなと思いますが、この新規の不登校の絶対数が減っている理由は、特に小学校にいらっしゃる全体の生徒さんが、減ったということではなく、本当に単純に絶対数で減っているためと解釈してよいのか。分母が大きく減ったら絶対数も減ったように見えるのか、分母はそんなに令和5年度から令和6年度では変わらないけれども、本当に新規の不登校の児童・生徒が減った

というように思って良いのか、ここだけ確認させてください。

【教育長】 指導部長、お願ひします。

【指導部長】 在籍数の推移で言いますと、令和5年度、小学校が599,738人で令和6年度は、597,722人になります。中学校は同じように、236,653人から234,928人になりますので減っているには減っております。ただ、率で見ると、下がっているため、そういった意味で我々が行っている取組など、いろいろなものに影響しているかと思われます。

【教育長】 宮原委員、お願ひします。

【宮原委員】 はい、ありがとうございます。そうかなと思いましたが、念のための確認でした。ありがとうございました。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。萩原委員、お願ひします。

【萩原委員】 ありがとうございました。少しづつ減ってきているというデータを見て、少しほっとしておりますが、まだまだやはり多い状況なので、メンタル面での不調というのも非常に心配です。どうしても、海外だと、日本と違って、小学生から高校までメンタルの面で授業をたくさん行っています。日本はどうしても、対処型であるのですけれども、海外は両方型で非常に私はそれが素敵だなと思っています。やはり日本でも、支援、ソーシャルワーカーさんもものすごく頑張って、教員の方も対処してくれていると思いますが、是非、外部の力も借りつつ、予防型、成長型を目指していただけたら安心するなと思います。御検討よろしくお願ひいたします。

【教育長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。——〈異議なし〉——

ほかに御質問、御意見がございませんようですので、本件につきましては報告として承りました。

参 考 日 程

（1）教育委員会定例会の開催

12月18日（木）午前10時

教育委員会室

【教育長】 次に、今後の日程について教育政策課長からお願ひします。

【教育政策課長】 次回の定例会でございますが、12月18日木曜日午前10時から教育委員会室で開催したいと存じます。

【教育長】 ただいま説明がありましたとおり、次回の定例会については12月18日木曜日午前10時から開催したいと存じますが、よろしゅうござりますか。——〈異議なし〉——

それでは、そのように執り行います。これから後は非公開の審議に入ります。

(午前10時26分)